

第131回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年2月4日(木)  
招集場所 米子市役所 401会議室  
開 会 午後1時30分  
出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 5番 遠藤 泰三委員  
6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員 9番 仲本 悟委員  
10番 伊塚 定弘委員 11番 泉 新一委員 12番 大東 清彦委員 13番 林原 成子委員  
15番 中本 公平委員 16番 足立 寛隆委員 17番 松林 貢委員(部会長)  
欠 席 4番 田邊 雄一委員 14番 森田 正敏委員  
事務局 高西会長 田村事務局長 宅和係長 山本主任 長谷川主任  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 部会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第50号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時50分

議長（松林委員）

現地調査に引き続きまして、第131回農地部会を開催させていただきます。その前に今日の欠席は4番 田邊委員さんと14番 森田委員です。

そうしますと、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

そうしましたら、議席番号15番の中本公平委員さんと16番の足立寛隆委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは審議に入らせていただきます。初めに3ページの議案第48号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号41と42の古豊千について、関連しますので一括して審議いたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号41・42の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、息子夫婦になる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は294aと

なります。地元の委員さんに現地確認等していただき、問題はありませんでしたとご連絡をいただいております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さんの代理で事務局よりご報告いただきましたけど、これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。全員挙手ということで異議なしと認め許可と決定いたします。

続きまして、番号43の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号43の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人である農業生産法人おだか農園株式会社が、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は80aとなります。また、事業計画では、柿畑でできた柿を、尾高ハイツの農園レストランなどで販売する予定となっております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんにご説明いただきたいと思います。

15番（中本委員）

43番の議案について説明します。内容は先ほど事務局が話をしたように、譲受人は農業生産法人おだか農園でございまして、売買により農地439㎡取得しようとするものです。現状につきましては先ほど話したように柿畑として管理されております。所有権の移転後におきましても、やはりそういった格好で果樹を行うということでございまして、申請地につきましては、先ほども話したようにシャトー「おだか」のほうに300mほど上がりました傾斜面的な農地に位置しております。そのようなことで、許可要件については問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さんからご説明いただきましたけども、何かご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これは〇〇円からっていうけども、どこかな。

15番（中本委員）

ですから今いいましたようにシャトー「おだか」から東側のほうに、だいたい2、300mほど上側のところに若干傾斜地になっておりましてね。坪単価にしてもだいたい〇〇円やというようなかっこうで、まあその辺の前後の絡みもあるんじゃないかなと思いますけど。

高西会長

まあね、売り手と借り手があるから、そうされればいいことだと思うけど、ちょっと値段がいいなあと思って、3倍くらいね。

将来的に転用でなんかできるというようなことでしょうか。

15番（中本委員）

ではないですね。はい。それでまあ、どうも前のほうから柿畑の管理の手伝いをしたいっていうか、というようなことでおいておいたらしいです。

高西会長

このおだか農園というのは、どれくらい今、耕作しておられますか。

15番（中本委員）

先ほど事務局が言われたように80aほどです。

事務局（長谷川主任）

失礼します。議案にもございますけども、今現在、耕作面積は76aございまして、もともとですね、3年くらい前からおだか農園さんが土地をシャトーの辺りを取得して耕作しておりますけども、もともとから取得価格が高かったという経過があって、やはり同じような値段で土地の価格が推移しているものと思われま。

高西会長

耕作しておられるのは果樹が主体か。

事務局（長谷川主任）

失礼します。取得した段階で柿畑であったところは、そのまま柿畑になっております。あとは平地の畑についてはですね、先だって現地を見に行った時にはトラクターで耕耘がしてありましたけども、ちょっと何を作っているかまでは分かりません。

15番（中本委員）

いちじくかなんかを植えておられました。年数が浅いものでまだ苗木だと思うんですね。

高西会長

まあ、本人さんがね、そういうことも考えておられるなら、いらん心配かもわからんけど、ほんとうにこれで農業経営が成り立つのかなと思って。

15番（中本委員）

どうもその辺のことは、最初に申請の段階で事務局のほうもかなり話を聞いておられたと思うんですけどね。

高西会長

その辺も聞いてみたか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。今回申請にいらっしゃったのが、譲渡人さんのほうでして。

高西会長

ああ、それなら高いほうがいいですね。

事務局（長谷川主任）

なかなか高い値段で買ってしまうと、隣で買っていく時に安い値段というのは難しいような状況であるということは聞いております。

高西会長

売り手の人は先祖から譲り受けた財産で売られることだけん、できるだけ買う人は高く買ってあげたらいいがとは思いますが、反面今度は農業される人は本当にそれで大丈夫かなと、ついね、委員の皆さんもそう思いなるでしょ。人のことだから知りませんじゃなしに、わたしたち委員はね、農家が本当にこの農地として売買ね、取得された時に大丈夫だろうかということかね、一番心配してあげないけんと思うので。その中で行政のほうとして広域なり補助金なり活用できるものは、こっちから取得された人に情報を提供してあげて、利用しても

らってね、取得額を下げてもらってということも大事なことだと思う。取得する時に交付金だか補助金がでるが。あれはどうなっていますか。農地を取得する時に。なんとか金はいくらかでないけども。なんだか農地を取得する時にありませんでしたか。今は金利は、マイナス金利みたいなことですが、その当時でもね、貸付金利が10%近い時にも3%くらいで借りられたので。ですから今頃もそんな資金はあるでしょ。

15番（中本委員）

多分あると思いますよ。農業近代化資金っていうやつが。

高西会長

事務局、それは覚えておりませんか。

事務局（長谷川主任）

取得する際の費用に対する補助金みたいなものがということでしょうか。

高西会長

そう、例えばな、1,000万で農地を取得すると。自己資金が500万しかないけども、あと低利なものがないだろうかなっていったらありましたが、だから今もないかなと思うけども。

事務局（長谷川主任）

それはもう政策金融公庫さんがされていらっしゃるような資金的な、いわゆる貸付でしょうか。

議長（松林委員）

あれ、農協近代化資金っていうか。農協でしょう、あれは。

議長（松林委員）

そうしますと他にご意見ないですか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで決定いたします。

続きまして、番号44の奥谷・日原について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号44の奥谷・日原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の兄になる譲受人が、持分4分の1を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は52aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

そうしましたら私、地元でございますので、ご説明させていただきますけども、今事務局が言ったとおりでございますけど、特にこれらは母親が亡くなりまして、持分を持っていたものを引き継いで、更に弟も一緒な名義のところに4分の1持っていたもので、それを今回その4分の1を兄のほうに譲度して譲るということで別に問題ないと思います。現地を見ましたら綺麗に耕作してありましたので、よろしく願いいたします。

何かご質問等ありましたらお願いしたいですが。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をさせていただきたいと思えます。異議のない方は挙手でお願いします。全員挙手ということで異議なしと認め許可と決定いたします。

続きまして、番号45の淀江町今津について、審議いたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号45の淀江町今津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢のため、子にあたる譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は90aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんからのご説明をお願いします。

7番（生田委員）

現地を見ましたが耕作されております。譲渡人の子になる譲受人が、贈与により農地3,530㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからご説明いただきましたけども、何かご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これ、生前贈与っていうことでしょ。おいくつくらいになりますか。お父さんは。

事務局（山本主任）

年齢ですか。お父さんは86歳になります。

議長（松林委員）

他にございませんか。

（異議なしの声あり）

ないようでございませますので採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第49号をお願ひいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号66の淀江町中間について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

13番（林原委員）

申請地は現地調査でも行きましたけども、淀江町中間の畑で向かい側は大和公民館でした。隣はグラウンドでした。面積は466㎡です。

申請者は、従業員などの駐車場が不足していることから、申請地に駐車場の整備を計画したものです。なお、隣にあった、現在取り壊し中でしたけども、鶏の卵を孵化させる施設を取り壊し、そこもまとめて駐車場にされる計画のようです。実行組合の排水同意もあります。申請地は、周囲を住宅などで囲まれている広がりのない農地であり、第3種農地に該当すると思われまます。また、淀江町は非線引き都市計画区域であり、本件については開発許可が不要であることを確認してひます。転用については問題ないと思われまますので、ご審議、よろしくお願ひします。



議長（松林委員）

ただいま番号66について、地元委員さんからご説明いただきましたが、これにつきまして何かご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号67の河崎について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思います。

8番（大縄委員）

67番の議案について説明します。地元委員の山中さんに代わりまして説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は321㎡です。申請者は、夫婦と子ども3人の合計5人で市内のアパートで生活していますが、狭くなってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、JR河崎口駅から200mほどです。第3種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みであることを確認しています。転用については特に問題ないかと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま番号67につきまして、地元委員さんよりご説明いただきましたけども、これにつきまして何かご質問等ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号68の淀江町中間について、地元委員さんからご説明いただきたいと思います。

13番（林原委員）

68番の議案について説明します。

申請者は議案のとおり現地調査でも行きましたが、申請地は淀江町中間の田で、面積が2889.61㎡です。申請者は、高齢化により農作業が難しくなっていることから、将来にわたって自己所有地を有効に活用することを考える中で、隣に建てたアパートの経営が順

調なことから、共同住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったものです。この土地は圃場整備がしてありません。農業用水路の排水同意については依頼中とのことですが、汚水は下水道に流し、雨水だけを水路に放流するため、農業には影響はないと考えます。隣接耕作者の同意については、一部、同意を得られない耕作者がおりましたので、そのことについて理由書が提出されています。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、淀江町は非線引き都市計画区域であり、敷地が3,000㎡未満であるため、開発許可が必要ないことを確認しています。転用については問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからご説明いただきましたけども、今の説明の中で理由書の提出ってありましたよね。これどういうのが出ているのですか。

事務局（長谷川主任）

理由書につきましては、当事者間の仲が悪くて判がもらえないという理由書をいただいています。失礼いたします。

高西会長

事務局は県に相談したんでしょ。

事務局（長谷川主任）

確認は取りました。

高西会長

県に事前に相談しておいてと。何かあったらいけんということで。それで県に相談したら問題ないということで、自治会の同意はあるけども、実行組合の同意はできません。それはいわゆる個人的な感情ですってねということで。

議長（松林委員）

そうしましたら、そういうことの原因がついているということをご認識いただきまして採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号69の大崎について、地元委員さんからご説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

農業委員の矢倉さんの代わりにご説明させていただきます。今日一番最初に見た申請地ですけれども、議案にもありますように、大崎の畑で面積は1,064㎡です。

申請者は、鳥大医学部付属病院で働いている内科医ですが、申請地周辺に病院が少ないことから、内科医院の建築を計画したもので、この近くに梶谷医院というのが現在ありますけれども、これが近いうちに病院を閉められることもありまして、ここで通院している患者さんを引き受けるということです。土地改良区の同意、農業用水路の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。なお地元委員の矢倉さんからもよろしくお願ひしますと同意を得ておりますので併せてご報告します。

議長（松林委員）

今、番号69について詳しくご説明いただきましたが、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ番号70の彦名町について、地元委員さんよりご説明をお願いいたします。

2番（田口委員）

70番の議案について説明します。申請地は議案のとおりで、彦名町の畑で面積は136㎡でございます。本日は現地調査をしておりませんが、この半年の間に2度ほど現地調査を近くの畑をしまして、売買が成立しております。その土地も隣接地でございます。

申請者は、自分が所有している約200坪ほどの雑木林を更地にして、会社の資材置場として活用しようと考えましたが、隣接している畑も含めて、資材置場に整備することを計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もでございます。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただいま番号70について地元委員さんより色々説明がありましたが、これにつきましてご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号71の安倍について、地元委員さんから説明をいただきたいと思います。

8番(大縄委員)

71番について説明します。これは地元の三島委員さんに代わって説明します。現地調査の2番目です。

申請地は議案のとおりで、安倍の畑で面積は1,048㎡です。申請者親子は、親御さん夫婦は伯耆町で生活し、子ども夫婦は市内のパートで生活していますが、このたび、将来の両親の世話や彦名干拓地での畑作のことを考えて、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路の放流同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地です。第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域ですが、農家住宅の建築であり、問題はないことを確認しています。転用について問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

議長(松林委員)

ただいま番号71につきましてご説明いただきました。これにつきまして何かご意見等がございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけども、これは〇〇さんという人のお母さんだと思うけども。これは〇〇の〇〇に住んでおられるわけですか。

事務局(長谷川主任)

貸渡人の〇〇さんと借受人の〇〇さんがご夫婦でいらっしゃって、〇〇さんという方がお子様でいらっしゃいます。一応〇〇さんの土地に親子で家を建てて家族6人で生活しようと考えて今回申請にいたっております。

高西会長

ということはもともと〇〇さんという人は浜からここへ嫁になって来たということでしょうか。

8番(大縄委員)

旗ヶ崎からです。

高西会長

これはどんなことかなと思ったので。まあいわゆるお母さんの実家の近くにとということですね。

事務局（長谷川主任）

はい。

議長（松林委員）

他に何かございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第50号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

今月は利用権設定が48件、利用権の契約期間の変更が8件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号2-1と2-2を一括して審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者であります大縄委員さんの退席を求めます。

（大縄委員退席）

そういたしますと、11ページ、番号2-1、2-2について事務局よりご説明いただきたいと思います。

事務局（宅和係長）

失礼します。11ページ番号2-1から番号2-2は再設定であり、設定後の経営面積は、290aでございます。

以上、番号2-1から番号2-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からのご説明いただきましたけど、何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

番号2-1、2-2の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続きまして、番号2-3から15ページ番号2-20までを一括して審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

11ページ番号2-3は、再設定であり、設定後の経営面積は245aでございます。

番号2-4から12ページ番号2-5は、耕作不便のため貸付人からの希望であり、設定後の経営面積は、1,311aでございます。

番号2-6は、再設定であり、設定後の経営面積は、789aでございます。

番号2-7から2-8は、借受人の希望によるものであり、設定後の経営面積は、1,936aとなります。

番号2-9から13ページ番号2-10及び番号2-12は再設定でございます。

番号2-11は、農業廃止によるものでございます。番号2-9から番号2-12まで併せて、設定後の経営面積は、1,306aでございます。

番号2-13は、再設定であり、設定後の経営面積は、895aでございます。

番号2-14から14ページ番号2-15は、再設定であり、設定後の経営面積は、285aでございます。

番号2-16、再設定であり、設定後の経営面積は、618aでございます。

番号2-17から番号2-18は、再設定であり、設定後の経営面積は、220aでございます。

番号2-19は、農地法3条の貸し借りから利用権設定での貸し借りに切り替えるものでございます。設定後の経営面積は、74aでございます。

番号2-20は、借受人の希望によるもので、設定後の経営面積は、43aとなります。営農計画書が提出されていますので、10a以上で借り入れ可能となっております。

以上、番号2-3から番号2-20までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろし

くお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、何かご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけどね、2-11の〇〇さんが利用権設定を受けなるけども、この〇〇さんというのは〇〇県のほうの人ですので、誰かに今まで作ってもらっていたのでしょうか。

事務局（宅和係長）

すいません。ちょっと以前のことは確認しておりません。

高西会長

分かりませんか。誰か貸しておられるのかと思って。

議長（松林委員）

他に何かありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、17ページ、利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号2-1から22ページ番号2-28までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明いただきたいと思います。

事務局（宅和係長）

農地中間管理権を取得する場合について説明をいたします。

17ページ番号2-1は、賃貸借により5年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-2から18ページ2-9は、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

19ページ番号2-10は、賃貸借により5年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-11から21ページ番号2-21までは、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-22は、賃貸借により5年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-23から22ページ番号2-24までは、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-25は、賃貸借により5年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-26から番号2-27は、賃貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

番号2-28は、使用貸借により10年間、中間管理権を取得するものでございます。

今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て、借受予定者がおられます。

以上、番号2-1から番号2-28まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますのでご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

そうしましたら今、事務局より色々ご説明いただきました。何かこれにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないということでございますので採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、25ページ、農地中間管理権に係る契約期間を変更する場合について、番号2-1から27ページ番号2-8までを一括して審議いたします。事務局よりご説明いただきたいと思ひます。

事務局（宅和係長）

中間管理権に係る契約期間の変更する場合について説明します。25ページ番号2-1から27ページ番号2-8までは、担い手育成機構が平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間、中間管理権を設定しており、現在、柳谷ファームに利用配分されています。契約の終期が30年4月末という中途半端な時期となっております。借受人の柳谷ファームの要望で30年産まで水稻作付けを希望しているため、この度、終期を8ヶ月間延長しまして、平成30年12月末までということで変更したいという申し出が出ております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松林委員）

今、事務局より色々説明いただきましたけども、これにつきまして質問等がございませんでしょうか。



(異議なしの声あり)

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、30ページの議案第51号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について別紙、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。31ページ番号1から番号5について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局からご説明いただきたいと思ひます。

事務局(宅和係長)

番号1ですが、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は日吉津村分も含めて247aでございます。

番号2は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、494aでございます。

番号3ですが、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、大山町分も含め3,112aでございます。

番号4ですが、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は120aでございます。

番号5は、こちらも近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、63aでございます。

選定理由は以上でございます。よろしくお願ひします。

議長(松林委員)

今、事務局からご説明いただきましたけども、これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようですので、採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認

め、適当である旨回答いたします。

続きまして31ページ、32ページの番号6を審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である泉委員の退席を求めます。

(泉委員退席)

そういたしますと、31ページ、32ページの番号6について事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局（宅和係長）

失礼します。

番号6は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、318aでございます。

選定理由は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただいま、事務局からのご説明いただきましたけども、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続きまして31ページ、番号6の審議を終了しましたので、泉委員の着席を求めます。

(泉委員着席)

続きまして、32ページ番号7から35ページ番号11までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

番号7は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、547aでございます。

番号8は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積

は、1,936 aでございます。

番号9は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、1,311 aでございます。

33ページ、番号10は、こちらも近隣圃場の耕作者であり、他に耕作しようとするものがないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は、275 aでございます。

続きまして34ページから35ページの番号11でございますが、こちらは現在利用権設定で借りている農地を中間管理事業で借り替えるものでございます。配分後の経営面積は1,008 aとなります。

選定理由につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からご説明いただきましたけども、これにつきましてご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。38ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から34の3件を受理しております。

続きまして、39ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号71から40ページ番号79までの9件を受理しております。

続きまして、41ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号74から番号76までの3件を受理しております。

続きまして、42ページ、(4) 非農地現況証明について、番号34から43ページ番号42までの9件を証明しています。

続きまして、44ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号47から番号49までの3件を交付しています。

続きまして、会長に農業会議の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (松林委員)

何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局のほうより連絡事項等お願いします。

事務局 (宅和係長)

(事 務 連 絡)

議長 (松林委員)

そうしましたら長時間ご審議いただきまして、これをもちまして、第131回農地部会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。

閉 会 午後4時31分